

6 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算される金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じて得られる金額となります。なお、特別条件が付されている場合の特別保険料に対する解約返戻金も同様に計算します。
- 保険料払込方法(回数)にかかわらず、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約または特約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 各種手続きやご契約に関するお問合せ窓口

■引受保険会社名：マニユライフ生命保険株式会社

■引受保険会社への苦情・相談窓口

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会などにつきましては、コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター ☎ **0120-063-730** 受付時間 9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

■(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

参照 ▶ くわしくは「[重要事項のお知らせ\(注意喚起情報\)](#)」をご覧ください。

この保険のお申し込みをされる際には、この「契約概要」のほか、
「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」もあわせてご確認ください。

〔金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項〕

- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申し込み状況」により、取扱金融機関でお申し込みいただけない場合があります。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限などに関して確認を希望される際には、ご遠慮なく下記のマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

〔引受保険会社〕

マニユライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
 東京オペラシティタワー30階
 ホームページ：www.manulife.co.jp

マニユライフ生命コールセンター ☎ **0120-063-730**
 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

〔募集代理店〕



契約概要

ご契約前に十分にお読みください

この「契約概要」は、ご契約のお申し込みの際に重要な事項を記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。ご契約に関しては[「申込書」](#)や[「設計書」](#)によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。
- 支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、[「重要事項のお知らせ\(注意喚起情報\)」](#)[「ご契約のしおり/約款」](#)に記載していますのでご確認ください。

1 商品の特長としくみ

■ 保険商品の名称

- 正式名称 : 無配当終身保険II型(低解約返戻金特則付)
- ペットネーム : こだわり終身保険v2(低解約返戻金型)

■ 特長

● 一生涯の保障

被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

● 保険料の低廉化

- 「低解約返戻金特則」により、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金の水準を低く抑え、これを保険料の計算に反映しています。
- マニライフ生命所定の基準を満たしたノンスモーカー(非喫煙者)の方には非喫煙者保険料率が適用されるため、標準保険料率と比べて保険料が割安となります。

● 保険料払込期間

- 短期払
- 終身払

● 保険料の払込免除

- 所定の身体障害状態になったとき
 - 特定疾病で所定の状態になったとき*
- *[「特定疾病保険料払込免除特則」](#)を「あり」とした場合

参照 [P.3](#)をご覧ください。

● 保険料の払い込みが困難になったときの制度

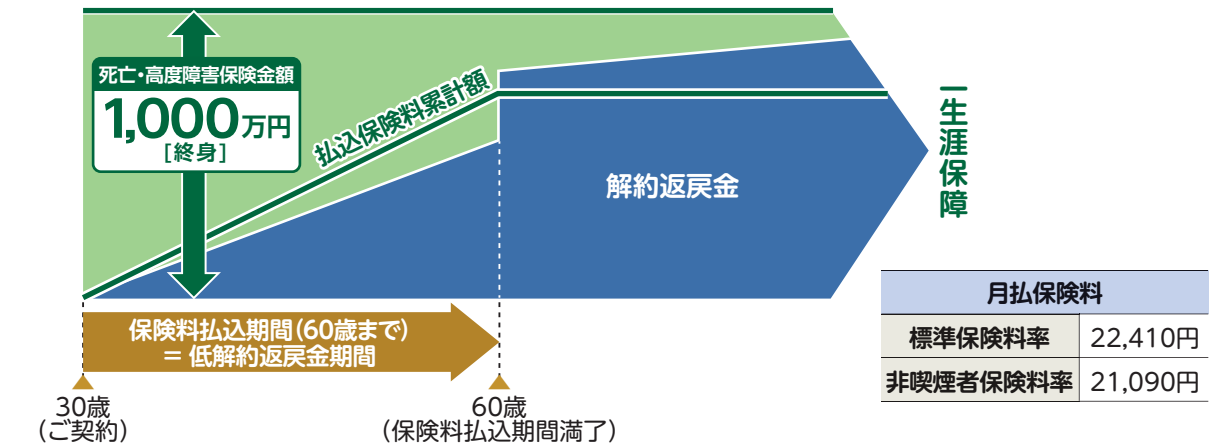
- 自動振替貸付
- 払済保険への変更

● 契約者貸付制度

保険を有効に継続しながら解約返戻金の9割の範囲内で貸付を受けることができます。

■ しくみ図

- 例
- 被保険者: 30歳・男性
 - 死亡・高度障害保険金額: 1,000万円
 - 保険期間: 終身
 - 保険料払込期間: 60歳満了
 - 特定疾病保険料払込免除特則: あり
 - 特約: なし
 - 保険料払込方法: □振扱月払



■ 非喫煙者保険料率について

「非喫煙者」の方には、非喫煙者用の保険料率を適用できます。

- この保険の保険料は、標準保険料率または非喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。
- 過去1年以内に喫煙をしていないことなど、マニライフ生命所定の基準を満たした「非喫煙者」の方が被保険者となる場合、非喫煙者用の保険料率で保険料を計算します。
- 非喫煙者保険料率を適用する場合、契約者または被保険者から過去1年間の喫煙状況などに関する告知をいただくことに加え、マニライフ生命所定の検査を被保険者の方に実施させていただきます。
- なお、検査の結果によっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

参照 [くわしくは、「ご契約のしおり」の「特長としくみ」](#)をご確認ください。

2 保険金のお支払いと免責事由

- 被保険者が次のお支払事由に該当された場合、以下の保険金をお支払いします。

名称	お支払事由	受取人	免責事由
死亡保険金	責任開始期以後に死亡されたとき	死亡保険金受取人	①責任開始日(復活日)から3年以内の自殺 ②契約者または死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
高度障害保険金	責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として高度障害状態に該当されたとき	被保険者*	①契約者または被保険者の故意 ②被保険者の犯罪行為 ③戦争その他の変乱

*契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人は契約者とします。

- お支払事由に該当し、保険金などをお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※[「高度障害状態」](#)について、くわしくは[「ご契約のしおり/約款」](#)をご確認ください。

3 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。

A 不慮の事故により身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由

不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態に該当されたとき

※「不慮の事故」「身体障害の状態」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

B 特定疾病で所定の状態になったとき

特則で保障

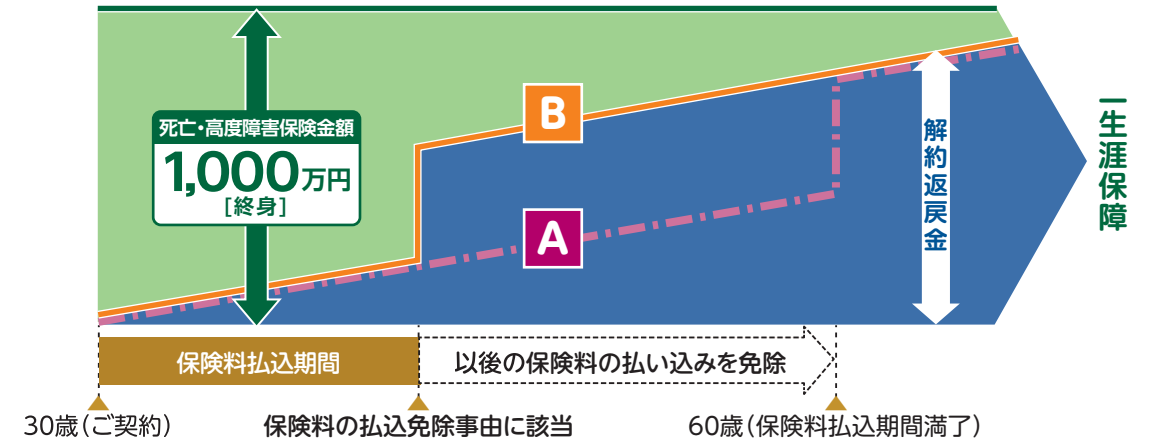
- ご契約時に**特定疾病保険料払込免除特則**を「あり」とした場合に保障します。
 - この特則によって、保険料の払込免除になった場合は、その払込免除事由の発生時に**一時に保険料の払い込み**があったものとしてお取り扱いします*。
- *以後の解約返戻金は、低解約返戻金割合を用いずに計算されます。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物 (ガン)	<p>ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>*「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>⚠️ ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内に契約者からお申し出があったときは、特定疾病保険料払込免除特則は無効となります。 ●「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料の払込免除の対象となりません。 </div>
急性心筋梗塞	<p>責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき</p>
脳卒中	<p>責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>

前ページ A と B の解約返戻金額の比較

- 例
- 被保険者: 30歳・男性
 - 死亡・高度障害保険金額: 1,000万円
 - 保険期間: 終身
 - 保険料払込期間: 60歳満了
 - 特定疾病保険料払込免除特則: あり
 - 特約: なし
 - 保険料払込方法: □振扱月払
 - 保険料率: 非喫煙者保険料率
 - 月払保険料: 21,090円

▶イメージ図



▶比較表

経過年数	被保険者満年齢	A 不慮の事故により身体障害状態になったときの解約返戻金額	B 特定疾病で所定の状態になったときの解約返戻金額
5年	35歳	788,000円	6,942,000円
15年	45歳	2,731,000円	7,453,000円
25年	55歳	4,726,000円	7,987,000円

●各経過年数時においてそれぞれの払込免除事由に該当した場合における解約返戻金額を表示しています。
●上表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。

4 付加できる特約

リビング・ニーズ特約

法人契約には付加できません

被保険者が**余命6か月以内**と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。ご請求額はご契約の保険金額の範囲内、かつ被保険者お一人について3,000万円(マニュアル生命の他の保険契約と通算)以内となります。

⚠️ ご注意 死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はそのご請求日にさかのぼって消滅します。また一部を特約保険金としてお支払いしたときは、死亡保険金額は減額されたものとみなします。

指定代理請求特約

法人契約には付加できません

被保険者が受取人となる保険金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「**指定代理請求人**」がその被保険者に代わって**ご請求**いただけます。

無配当新災害割増特約

中途付加できません

被保険者が特約の保険期間*中に次のお支払事由に該当されたときに保険金をお支払いします。

*主契約の保険料払込期間と同じです。主契約が終身払のときは90歳とします。

保険金	お支払事由	受取人
災害死亡保険金	不慮の事故を直接の原因としてその事故の日を含めて180日以内に死亡されたとき、または感染症により死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	不慮の事故を直接の原因としてその事故の日を含めて180日以内に高度障害状態に該当されたとき、または感染症により高度障害状態に該当されたとき	主契約の高度障害保険金受取人



特定疾病保険料払込免除特則を適用する場合、無配当新災害割増特約を付加することはできません。

※「不慮の事故」「高度障害状態」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

無配当年金特約

- 保険金を**確定年金**でお支払いします。
- 無配当新災害割増特約の保険金も対象となります。



- 年金額が10万円未満の場合はお取り扱いできません。
- 保険金の一部を一時金で受け取ることはできません。
- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)によって計算されます。

無配当年金支払移行特約

法人契約には付加できません

保険料払込期間満了後に、生涯にわたる死亡保障の全部または一部にかえて、主契約の責任準備金などを**確定年金**でお支払いします。



- 年金額が20万円未満の場合はお取り扱いできません。
- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)によって計算されます。

5 お取扱内容

■保険金額など

種類	最低保険金額	最高保険金額*	保険金額単位	最低保険料(特約保険料含む)
無配当終身保険Ⅱ型(主契約)	200万円	7億円	10万円	月払 …… 3,000円 半年払 …… 17,000円 年払 …… 35,000円
無配当新災害割増特約	100万円	主契約の死亡保険金の1.0倍、または1億円のうち低い金額		

*マニユライフ生命の他の保険契約と通算します。また、告知(診査)の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

■保険料払込期間・契約年齢範囲

主契約

保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特則 なし		特定疾病保険料払込免除特則 あり		
	非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率	
短期払	20年	20～70歳	0～70歳	20～50歳	16～50歳
	30年	20～60歳	0～60歳	20～40歳	16～40歳
	35・40・45・50・55・60・65・70歳満了	20歳～ 保険料払込満了時年齢 -10歳	0歳～ 保険料払込満了時年齢 -10歳	20歳～ 保険料払込満了時年齢 -10歳	16歳～ 保険料払込満了時年齢 -10歳
	80・90歳満了	20歳～ 保険料払込満了時年齢 -10歳	0歳～ 保険料払込満了時年齢 -10歳	取り扱いなし	
終身払	終身	20～90歳	0～90歳	20～70歳	16～70歳

無配当新災害割増特約

保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特則 なし		特定疾病保険料払込免除特則 あり	
	非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率
主契約の保険料払込期間と同じ*	20～80歳	4～80歳	取り扱いなし	

*主契約が終身払のときは90歳とします。

■保険期間・保険料払込方法

保険期間	終身
保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)*1	クレジットカード扱(月払)*2 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払)

*1 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っていません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニユライフ生命が団体契約を締結する必要があります。

*2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。